

上市暮らし体感ツアー実施業務委託 仕様書

1 委託業務名

上市暮らし体感ツアー実施業務委託

2 目的

上市町では、人口減少問題を背景に地域の活力とにぎわいが、今後ますます低下していくことが懸念されており、移住促進を図ることが喫緊の課題となっている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大によるリモートワーク推進の動きなどをきっかけとして、東京一極集中から地方回帰への流れがこれまでよりもいっそう強まっており、将来的な移住につなげるため、また関係人口の増加を図るため、本町の暮らしの魅力を体感できる機会を創出する上市暮らし体感ツアー（以下「ツアー」という。）を実施する。

3 業務期間

契約締結の日から令和4年3月11日（金）まで

4 委託料限度額

金1,160,000円（税込み）を上限とする。

5 業務内容

(1) ツアーの実施

暮らしや住まい、仕事、ひと等の視点から、上市暮らしの魅力を広く体感できるツアーとなるよう工夫すること。ツアーの形態は、上市町を実際に案内する現地開催ツアー（以下「現地ツアー」という。）とオンライン会議ツール等を活用したオンラインツアーの2種類とし、これらのツアーの開催に必要な企画立案、実施及び付随する一切の業務（ツアーの実施に係る参加者の募集、参加申し込みの受付、参加費等の受領・精算、講師等への謝礼の支払い、人員の手配と調整、参加者アンケート調査の実施・取りまとめ・分析等）を行う。

ア 実施方法（現地ツアー及びオンラインツアーの共通事項）

(ア) ツアー各回の名称

ツアー各回の名称は、ツアーごとにテーマやツアーの実施形態に応じて上市町と協議の上、定めること。

(イ) ツアーの実施回数

現地ツアーとオンラインツアーを合わせて3回以上実施すること。なお、現地ツアーの開催については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、上市町と協議の上で決定すること。

(ウ) ツアーの実施時期

令和3年7月から令和4年2月までの間

(エ) 参加者のターゲット層

地方での暮らしに興味のある方のうち、以下の項目にひとつでも該当すると思われる者。

- ① 一戸建て住宅に住みたいと考えている若年世代。特に空き家など中古住宅を購入しリノベーションするなどして暮らしたいと考えている者。
- ② 自然と触れ合える場所でのびのびとした子育てをしたいと考えている者。
- ③ 起業等、地方での自己実現やリモートワークに興味がある者。
- ④ 地域課題の解決に取り組む地域おこし協力隊の活動に興味がある者。

(オ) 参加者の募集

移住を検討している者の参加を促すような内容、手法等により参加者の募集を行うこと。また、参加者が単なる観光目的の参加とにならないよう留意すること。なお、ツアー各回開催日の1か月程度前からツアーの告知と参加者の募集を開始すること。

(カ) ゲスト等

移住経験者や町内企業の採用担当者等、上市暮らしの魅力をよく知る者をゲストに迎えることで、上市町の暮らしや住まい、仕事の様子や、町に暮らすひとの魅力が伝わるツアーにすること。

(キ) その他

ツアー実施後も上市町とツアー参加者が連絡をとりあい、参加者が実際に町を訪れ移住に向けて具体的なアクションを起こすなど、上市町とのつながりが続くような工夫を施すこと。その他、ツアー実施の目的に資する業務内容があれば、積極的に提案すること。

イ 現地ツアーの開催

(ア) 現地ツアーの期間

日帰り若しくは1泊2日を実施すること。

(イ) 参加人数

日帰りの場合は5組以上、1泊2日の場合は2組以上とする。なお、参加申込者が設定した定員を超過する場合には、受託者において抽選等により参加者を決定すること。

(ウ) 現地ツアー実施方法

上市町役場や上市駅等での現地集合とし、同集合場所を発着点として貸切バス等で町内を移動すること。なお、東京駅等を発着点としても差し支えないものとし、その場合の当該発着点から上市町内までの移動に掛かる交通費は、参加者の自己負担にすることが出来るものとする。

(エ) 現地ツアーの内容

次のようなプログラムを参考として、上市町ならではの体験ができる現地ツアーを実施すること。

- ・企業等の職場環境の見学や事業主、人事担当者、U I J ターン就業者等との意見交換
- ・地域おこし協力隊の活動現場や地域産業（農林業、商工業、観光業等）の作業現場、加工場等の見学

- ・地域産業や食等に関わる作業体験
- ・地域住民や移住経験者、地域おこし協力隊員との交流会
- ・企業等の社員向け住宅や、学校等公共施設、スーパー等の生活関連施設の訪問見学
- ・移住体験交流施設やゲストハウス、民宿など地域の暮らしを体感できる施設での宿泊

なお、現地ツアーの受入企業や訪問先の選定は、上市町と受託者で調整のうえ決定するものとする。

(オ) 参加者負担金

現地ツアーの参加者負担金は、1組あたり5,000円（税込み）とする。ただし、現地ツアーの内容を鑑み、上市町が認めた場合は、10,000円（税込み）を上限として金額を設定することができる。なお、徴収した参加者負担金は上市町へ納入すること。

ウ オンラインツアーの開催

(ア) 参加人数

各回20組以上とする。

(イ) オンラインツアーの内容

次の点を踏まえ、遠隔地からの参加者が画面等をとおして上市暮らしを体感できるオンラインツアーを実施すること。

- ・参加者同士や参加者と町担当者及びゲスト等が、意見交換できる場をオンラインツアーに盛り込むこと。
- ・町なかを中継で案内し、その際に町民にインタビューするなど、参加者が、本町とのよりリアルな「つながり」が感じられる臨場感あふれるオンラインツアーとなるよう創意工夫すること。
- ・オンラインツアー全体の進行を受託者が行い、ホストとしてオンライン上での参加者と町担当者相互の意見交換等が可能な状態を構築すること。
- ・町内の施設や生活環境等、参加者が本町での暮らしをイメージできるような内容の動画を制作し、オンラインツアーの告知や実施の中で放映すること。動画は、オンラインツアー終了後も移住PRイベントなどで活用するため、本町の魅力発信に寄与するような内容となるよう、創意工夫を施すこと。なお、動画の制作のために受託者から上市町へ画像、動画、写真等の提供依頼があれば、可能な範囲で許可するものとする。
- ・オンラインツアーのスムーズな進行のため、必要に応じて参加予定者と受託者間で事前にネットワーク環境及びマイク・カメラ等の接続確認を行うこと。
- ・オンラインツアーの様子は、使用するオンライン会議ツールのレコーディング機能等により記録すること。また、チャットの内容等も記録すること。

(ウ) 参加者負担金

オンラインツアーの参加者負担金は、無料とする。ただし、オンラインツアーの内容によって事前に参加者へ配付する物品等がある場合は、当該物品に係る費用及び送料を事前に参加者から徴収することができる。なお、徴収した参加者負担金は上市町へ納入すること。

(2) ツアーの効果検証

次の点を踏まえ、ツアー参加者にアンケート調査を実施し、ツアー内で行われるプログラムの評価、本町への移住の意向等を調査確認のうえ、効果検証を行うこと。

- ・アンケート調査の項目や調査手法を明確にすること。なお、調査項目及び手法については、事前に上市町の了承を得ること。
- ・アンケート項目には、本町への来訪や移住等に対する意識の醸成等が把握できる内容を含めること。

(3) ツアーの実施報告

各ツアー実施後、2週間を目途として、上市町の定住サイト掲載用にツアーの様相を紹介する記事を作成すること。記事には、ツアーの写真（画像）等を使用することとし、ツアー内であらかじめ参加者に写真等使用の許諾を得ること。なお、その他の媒体でツアーの実施報告をする場合は、事前に上市町の了解を得ること。

6 成果品

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 事業実施報告書（紙媒体及び電子媒体） | 各1部 |
| (2) オンラインツアー用に作成した動画（再生用DVD） | 2枚 |
| (3) オンラインツアーの様子を記録した動画（再生用DVD） | 1枚 |
| (4) アンケート個表及び結果集計表（紙媒体及び電子媒体） | 各1式 |
| (5) ツアー参加者の連絡先名簿（電子媒体） | 1部 |

※ 名簿には、ツアー実施後の連絡について了承が得られた参加者のみ記載すること。

7 納入場所

上市町企画課

〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地 上市町役場2階

TEL：076-472-1111（内線222） FAX：076-472-1115

E-mail：k.kikaku@town.kamiichi.toyama.jp

8 業務遂行上の留意事項

(1) 運営体制に関すること

ア 本仕様書並びに関係法令及び条例を遵守し、上市町の指示に従い、業務を担当する企画課と連絡を密にして業務の進捗を図ること。

イ 本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、上市町への状況報告等）を徹底すること。また計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を上市町に提示し、上市町の承認を得た上で、これを実施すること。

ウ 本業務で知り得た個人情報及び秘密並びに業務に係る内容を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了した後においても同様とする。

- エ 本業務に業務の遂行を十分成し得る知識と経験を有する者を従事させること。
- オ 本業務実施に伴った訪問先との事前打ち合わせや現地確認、関係機関との事前調整は十分にを行うこと。

(2) 動画の撮影及び公開に関すること

- ア 原則として、映像は新規に撮影したものを使用すること。ただし、季節や天候等の事情により、撮影が難しい場合などは、既存の映像の使用を可とする。この際、借用した映像を使用する場合、必要な手続き等は受託者において行うこと。
- イ 動画の撮影及び公開に伴う撮影許可等の各種手続きは受託者において行うこと。
- ウ 出演者を起用する際は、肖像権等の問題が発生しないよう、あらかじめ動画の趣旨や用途等について丁寧に説明を行い、本人の同意を得ること。また出演者等の個人情報の取り扱いには細心の注意を払うこと。
- エ 動画の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料の負担及び責任は受託者において負うものとする。

(3) 成果品に関すること

- ア 成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、上市町に帰属するものとする。
- イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、上市町の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに上市町に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- ウ 上市町は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、ウェブサイト、DVD 上映、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- エ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- オ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、上市町又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(4) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、その都度、受託者は上市町と協議のうえ、適切に対応すること。